

令和7年4月14日

香川大学博物館は、文部科学大臣から 「指定施設（旧博物館相当施設）」に指定されました

香川大学博物館（平成19年設置・平成20年開館、寺林優 館長）は、令和7年3月26日付で、文部科学大臣から、博物館として必要な要件を備えた施設である「指定施設（旧博物館相当施設）」に指定されました。香川県内で文部科学大臣から指定されるのは当館が初めてになります。

1. 博物館法改正と新制度への移行

博物館法が約70年ぶりに令和4年4月に大幅改正され、令和5年4月1日に施行されて新たな博物館登録制度に移行しました。現代の博物館の役割の変容および機能の多様化に対応するために実施され、新しい博物館登録制度では、博物館の運営体制、収蔵品のデジタル化と公開、地域との連携強化など、現代のニーズに合わせた柔軟で効率的な運営と博物館の社会的役割がより重要視されるようになりました。

参考「文化庁博物館総合サイト」<https://museum.bunka.go.jp/law/>

2. 大学博物館等協議会での取り組み

博物館法の改正は、当館が全国の国立大学法人附置の博物館等が加盟する大学博物館等協議会の会長校を令和3・4年度の2年間務めた期間中に行われました。その間、文化庁による説明およびヒアリングを会長校として対応し、当館が中心に主催した大学博物館等協議会2022年度大会では、文化庁担当者ならびに文化審議会博物館部会ワーキンググループ委員による特別講演会を企画し、新たな博物館登録制度と大学博物館の位置付けについて、討論ならびに意見交換を行いました。

3. 法改正後の博物館登録制度

新たな博物館登録制度では、設置主体の限定が撤廃されましたが、国と独立行政法人が設置する施設は引き続き登録対象外です（例えば、国立科学博物館も当館と同じ指定施設）。一方、登録基準が、それまでの外形的な要素から、博物館としての活動の在り方を問う「博物館活動の質保証」に改正されました。大学博物館等協議会の加盟館においては多少の温度差がありましたが、当館では申請の準備を進めてきました。令和6年10月に文化庁に申請し、今回の指定に至りました。

4. 香川県内および大学博物館等協議会加盟館の状況

香川県内に「登録博物館」は12館、「指定施設」は当館を含めて5館あります。なお、当館以外はすべて香川県教育委員会による登録・指定です。また、大学博物館等協議会の加盟組織44団体中、国立大学法人附置の博物館等39施設で、「指定施設」は18館になります。

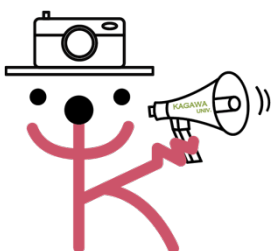
5. 今後について

今回の指定は、当館が文化および教育における重要な役割を担う施設として認められた結果であり、当館の運営体制の安定維持と一層の強化が求められます。当館はこれまで、香川大学の研究者や学生による研究成果の発信をはじめとし、地域の歴史や文化を伝えるための企画展や特別展などを多数開催し、学術的シンポジウム、講演会、ミュージアム・レクチャーなどの学びの場を提供し、地域社会への貢献と学問の発展を促進することを目指してきました。今後も、様々な活動を通じて学びと感動を提供する「大学の窓」としての機能をもつ大学博物館として発展していきます。

より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、是非取材くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

これまでの活動内容は、香川大学博物館要覧『香川大学博物館 15年間の歩み』でご覧いただけます。香川大学博物館ホームページ（<https://www.museum.kagawa-u.ac.jp/>）よりご覧ください。なお、冊子体をご希望の方は、博物館までお問い合わせください。



➤ お問い合わせ先

香川大学博物館（高松市幸町1-1）

Tel: 087-832-1300（火～金曜日 10:00～16:00）

e-mail: museum@kagawa-u.ac.jp